

配布用

独立行政法人
労働者健康安全機構 (LOHAS)

「病気になっても働きたい」を支える
～治療と仕事の両立支援～
宮崎県がん診療連携協議会
相談支援専門部会 研修会

さんぽセンター


宮崎産業保健総合支援センター
副所長 木野宮柔剛
産業保健専門職（保健師） 湯川 裕美



独立行政法人
労働者健康安全機構 (LOHAS)

両立支援とは

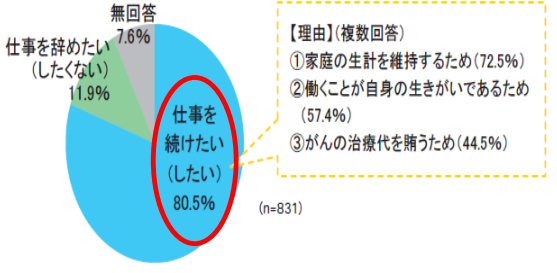
病気を抱えながらも、
働く意欲・能力のある労働者が、
仕事を理由として治療機会を逃すことなく、
また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、
適切な治療を受けながら、
生き生きと就労を続けられること
である (厚生労働省)



独立行政法人
労働者健康安全機構 (LOHAS)

がん患者の就労の意向

仕事を続けたい・・・8割



【理由】(複数回答)
①家庭の生計を維持するため(72.5%)
②働くことが自身の生きがいであるため(57.4%)
③がんの治療代を賄うため(44.5%)

※出典：東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」(平成26年5月)

独立行政法人
労働者健康安全機構 (LOHAS)

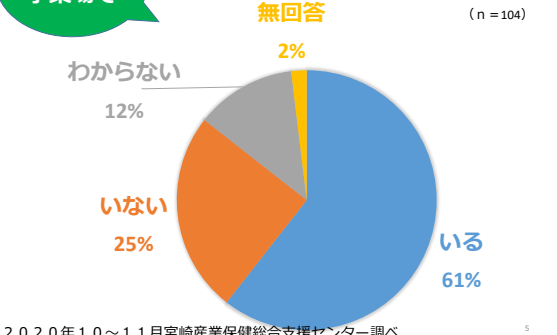
産業保健総合支援センター (さんぽセンター) とは

- 厚生労働省所管の独立行政法人
- 各都道府県に設置されており、事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談(事業場におけるメンタルヘルス等)への対応などの支援を行っている
- 提供するサービスはすべて**無料**

「治療と仕事の両立支援事業」に取り組んでいます！

独立行政法人
労働者健康安全機構 (LOHAS)

宮崎県内事業場で慢性疾患で治療中の従業員の有無

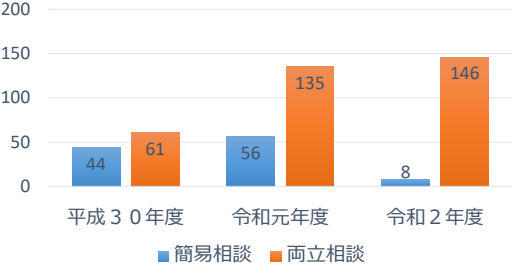


2020年10～11月宮崎産業保健総合支援センター調べ

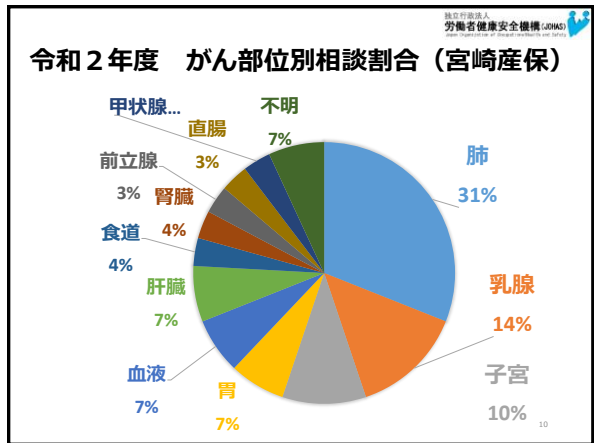
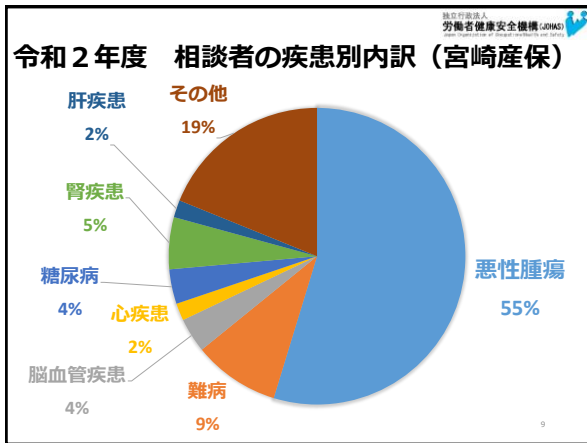
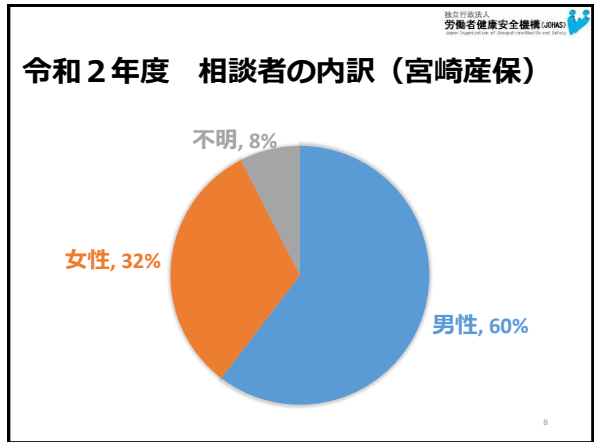
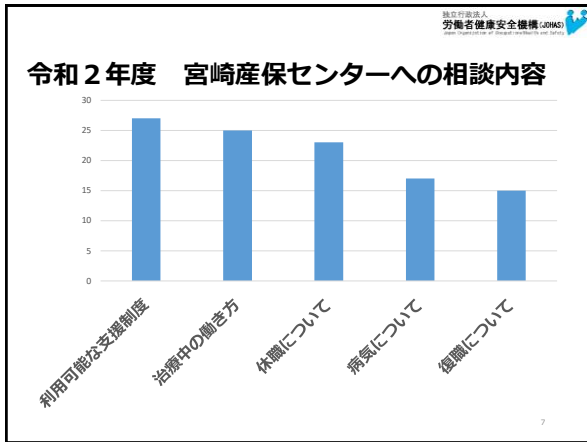
独立行政法人
労働者健康安全機構 (LOHAS)

宮崎産保センターへの相談状況

両立支援に関する相談件数の推移



■ 簡易相談 ■ 両立相談



独立行政法人 労働者健康安全機構 (COHSA)

両立支援の取り組み 55.8%

- 傷病（がん、糖尿病等の私傷病）を抱えた労働者に対して、**治療と仕事が両立できるような取り組みを行っている事業場の割合** … **55.8%**
- 取り組みに関し、**困難なことや課題と感じていることがある事業場の割合** … **76.1%**

取り組んでいても不安...

出典：平成30年「労働安全衛生調査（実態調査）」

独立行政法人 労働者健康安全機構 (COHSA)

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

厚生労働省

○主治医から、就業上必要な措置等に関する意見をもらう

※仕事に関する情報を踏まえた意見を主治医にももらう **症状の理解と今後の見通し**

※事業者側が就業上の措置について判断を行いやすいよう、主治医からは、可能な範囲で、なるべく詳しく就業上の措置（避けるべき業務や時間外労働の制限の要否等）や治療に対する配慮に関する意見をもらう必要がある。

(注) 主治医と連携している医療ソーシャルワーカー、看護師等の支援を受けることも可能

ガイドライン P.14

両立支援の進め方

○まずは、労働者から主治医に仕事の情報を提供する

※自らが疾病に罹患していることを把握し、両立支援が必要と判断した労働者は、就業上の措置などについて主治医に意見を求める必要がある。

※主治医に意見をもらうためには、参考情報として、仕事に関する情報を主治医に渡す必要がある。

ガイドライン P.13

個別調整支援～トライアングル型支援

患者本人
生活費や治療費はどのくらいかかる？
会社に迷惑をかけるのではないかな？

主治医
職場のことがわかったらアドバイスができるかな？

企業
希望人材が会社の定数にないかな？

両立支援コーディネーター（両立支援チーム）
介入支援

チーム医療を原則とし、知識を持った「コーディネーター」を中心に、真に支援を求めている患者さんを初期の段階で拾い上げ、必要かつ適切な支援へと導く

令和2年度診療報酬改定 Ⅱ-5 治療と仕事の両立に資する取組の推進 ①

治療と仕事の両立に向けた支援の充実①

療養・就労両立支援指導料について、企業から提供された勤務情報に基づき、患者に療養上必要な指導を実施するとともに、企業に対して診療情報を提供した場合について評価する。また、診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行った場合についても評価する。

① 共同して勤務情報を記載した文書を作成
② ①の文書を主治医に渡す
③ ⑤ 就労の状況を考慮して療養上の指導を実施
④ 当該患者の就労と治療の両立に必要な情報の提供を行う

患者の勤務する事業種の診療に該当した産業医等に対して、就労と治療の両立に必要な情報を記載した文書の提供を行う。

現行	改定後
療養・就労両立支援指導料 1,000点 相談体制充実加算 500点	療養・就労両立支援指導料(3月に限る) 1 初回 800点 2 2回目以降 400点 相談支援加算 50点

出典：厚生労働省

令和2年度診療報酬改定 Ⅱ-5 治療と仕事の両立に資する取組の推進 ②

治療と仕事の両立に向けた支援の充実②

対象患者及び連携先の拡大

療養・就労両立支援指導料について、両立支援をより充実させるよう、以下の見直しを行う。

- 対象となる疾患に**脳血管疾患、肝疾患、指定難病**を追加
- 対象となる企業側の連携先に、患者が勤務する事業場において、選任されている**総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び労働者の健康管理等を行う保健師**を追加

相談支援加算の創設

当該患者に対して、看護師又は社会福祉士が相談支援を行った場合の評価を新設する。

療養・就労両立支援指導料
(新) **相談支援加算 50点**

【相談支援加算の算定要件】
当該患者に対して、**看護師又は社会福祉士が相談支援を行った場合**に、相談支援加算として、50点を所定点数に加算する。

【相談支援加算の施設基準】
専任の看護師又は社会福祉士を配置していること。専任の看護師又は社会福祉士については、国又は医療機関関係等が実施する研修を経て、厚生労働省の定める両立支援コーディネーター養成のための研修が1年以上にわたって修了していること。

出典：厚生労働省 17

算定例

① パターン1 (初回算定月の翌月から、2回目の指導を実施した場合)

	7/1	7/15	8/1	9/1	10/1
初回 (800点)		●			
相談支援加算 (50点)					
2回目以降 (400点)			●	●	●
相談支援加算 (50点)			●	●	●

初回算定月から起算して3月を限度に月1回算定

② パターン2 (初回算定月と同一月に2回目の指導を実施した場合)

	7/1	7/15	8/1	9/1	10/1
初回 (800点)	●				
相談支援加算 (50点)	●				
2回目以降 (400点)			●	●	●
相談支援加算 (50点)			●	●	●

初回算定月から起算して3月を限度に月1回算定

勤務情報を主治医に提供する際の様式例

独立行政法人 労働者健康安全機構 (JOKAS)

(主治医所属・氏名) 先生
 今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。
 どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	〇〇 〇〇	生年月日	〇〇年 〇月 〇日
住所	〇〇〇〇市		
職 種	警備員 (作業場所・作業内容) 屋外の駐車場警備		
職務内容	<input type="checkbox"/> 体を使う作業 (重作業) <input type="checkbox"/> 体を使う作業 (軽作業) <input checked="" type="checkbox"/> 長時間立位 <input checked="" type="checkbox"/> 暑熱場所での作業 <input checked="" type="checkbox"/> 寒冷場所での作業 <input type="checkbox"/> 高所作業 <input checked="" type="checkbox"/> 車の運転 <input type="checkbox"/> 機械の運転・操作 <input type="checkbox"/> 対人業務 <input type="checkbox"/> 遠隔地出張 (国内) <input type="checkbox"/> 海外出張 <input type="checkbox"/> 単身赴任		
勤務形態	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤勤務 <input type="checkbox"/> 二交替勤務 <input type="checkbox"/> 三交替勤務 <input type="checkbox"/> その他 ()		

勤務形態	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤勤務 <input type="checkbox"/> 二交替勤務 <input type="checkbox"/> 三交替勤務 <input type="checkbox"/> その他 ()		
勤務時間	8時 30分 ~ 17時 15分 (休憩 1時間。週 5日間。) (時間外・休日労働の状況:) (国内・海外出張の状況:)		
通勤方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関 (着座可能) <input type="checkbox"/> 公共交通機関 (着座不可能)		
通勤時間	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 () 通勤時間: () 分		
休業可能期間	〇〇年 〇月 〇日まで (360 日間) (給与支給 <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し 傷病手当金あり)		
有給休暇日数	残 40 日間		
その他 特記事項	急変時の症状や対応について教えてください。		
利用可能な 制度	<input type="checkbox"/> 時間単位の年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇・病気休暇 <input type="checkbox"/> 時差出勤制度 <input type="checkbox"/> 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> 在宅勤務 (テレワーク) <input checked="" type="checkbox"/> 試し出勤制度 <input type="checkbox"/> その他 ()		
上記内容を確認しました。 令和 〇年 〇月 〇日 (本人署名) 〇〇 〇			
令和 〇〇年 〇月 〇日 (会社名) 〇〇 〇〇			

治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例 (診断書と兼用)

独立行政法人 労働者健康安全機構 (JOKAS)

患者氏名	〇〇〇〇	生年月日	〇〇年 〇月 〇日
住所	〇〇〇〇		
病名	肺がん、肋骨転移		
現在の症状	(通勤や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等) 肋骨部の痛み、咳と倦怠感		
治療の予定	(入院治療・通院治療の必要性、今後のスケジュール (半年間、月 1回の通院が必要、等)) 放射線と抗がん剤による治療を行います。 放射線治療は 4回、通院で行います。 その後抗がん剤治療は、初回 10日前後の入院で治療します。その後は通院で、1回 4時間程度の抗がん剤を 3週おきに 3回行います。その後、1回 1時間程度の抗がん剤を 3週間おきに繰り返し治療します。		

退院後/治療中の就業継続の可否	<input type="checkbox"/> 可 (職務の健康への悪影響は見込まれない) <input checked="" type="checkbox"/> 条件付き可 (就業上の措置があれば可能) <input type="checkbox"/> 現時点で不可 (療養の継続が望ましい)		
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと (望ましい就業上の措置)	例: 重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張や海外出張は避ける など 注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。		
その他配慮事項	例: 通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。		
上記の措置期間	〇〇年 〇月 〇日 ~ 〇〇年 〇月 〇日		
上記内容を確認しました。 令和 〇年 〇月 〇日 (本人署名) 〇〇〇〇			
上記のとおり、診断し、就業継続の可否等に関する意見を提出します。			

両立支援コーディネーター養成研修

独立行政法人 労働者健康安全機構 (JOKAS)

対象者: 医療機関の医療従事者、事業場の人事労務担当者、産業保健スタッフ、支援機関等において両立支援に携わる者

研修内容: 下表の科目、範囲、時間数以上

実施主体: 独立行政法人労働者健康安全機構

科 目	範 囲	時 間
両立支援コーディネーターの役割等	・ガイドラインに基づく両立支援における、両立支援コーディネーターの役割、支援内容 ・支援に当たっての留意点 ・個人情報の適正な取扱い	4 5分
医療に関する基本的知識	・典型的な疾病や治療の特徴、経過及び就業に当たっての影響 ・医療機関における両立支援の対応	1 時間
産業保健に関する基本的知識	・事業場における労働者の健康管理の基本的考え方 ・産業保健体制及び産業保健活動	1 時間
労務管理に関する基本的知識	・労働関係法令 ・事業場における就業継続可否の基本的考え方 ・就業上の措置、配慮等の対応	1 時間
社会資源に関する知識	・両立支援に利用可能な支援機関、支援制度等の社会資源	1 時間
コミュニケーションスキル	・コミュニケーションスキル ・支援対象者の疾病や治療に伴う心理的ストレスへの対応	4 5分
両立支援の演習	・支援方法のシミュレーション	1 時間

独立行政法人 労働者健康安全機構 (JOKAS)

両立支援コーディネーター養成研修

令和3年度両立支援コーディネーター基礎研修日程

令和2年度に引き続きオンライン形式で研修を開催いたします。

各回の開催日及び募集期間は以下のとおりです。
 応募多数の際は、先着順ではなく抽選を行いますので、登録を希望される日の募集期間内に必ずお申し込みください。

開催回	①定員	②抽選受付開始 受付期間	③WEBライブ講座 受講日	④募集期間	⑤結果通知
第1回 申込受付 終了	500名 程度	8月10日(火)~ 8月23日(月)	8月26日(木) 13:00~15:30	7月13日(火)13時~ 7月26日(月)17時まで	8月3日(火)
第2回 申込受付	500名	9月1日(水)~	9月17日(金)		

**「両立支援コーディネーター研修」で検索
日本医療社会福祉協会「認定医療社会福祉士ポイント」の対象**

独立行政法人
労働者健康安全機構 (COHMS)

治療と仕事の両立支援助成金

お問い合わせ
全国統一ダイヤル
0570-783046

環境整備コース

事業主の方が、計画に基づき新たに両立支援制度の導入を行い、かつ、両立支援コーディネーターを配置した場合に助成を受けることができる制度

助成額 **20万円**

制度活用コース

事業主の方が事業所に配置されている両立支援コーディネーターを活用して両立支援プランを策定し、対象労働者に適用した場合に助成を受けることができる制度


助成額 **20万円**

(*それぞれ1企業当たり1回限り)

独立行政法人
労働者健康安全機構 (COHMS)

産業保健総合支援センター による両立支援

- ①相談対応
- ②両立支援セミナー
- ③個別支援



社会保険労務士や保健師が支援します！

独立行政法人
労働者健康安全機構 (COHMS)


相談場所①産保センター ②出張相談窓口

- 第2木曜日 9:30~11:30
宮崎大学医学部附属病院 (患者支援センター)
- 第3木曜日 9:30~11:30
都城医療センター (相談支援センター)
- 第4木曜日 14:00~16:00
県立宮崎病院 (患者支援センター)
- 第3火曜日 14:00~16:00
県立延岡病院 (患者支援センター)
- 第1木曜日 9:30~11:30
県立日南病院 (患者支援センター)
- 随時
串間市民病院 (地域連携室)

独立行政法人
労働者健康安全機構 (COHMS)

Q&A

Q1
どのような相談者が対象ですか？

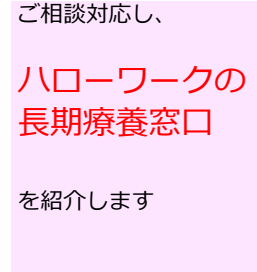


基本的には産保センターの支援対象は
企業で働く労働者
です。

独立行政法人
労働者健康安全機構 (COHMS)

Q&A

Q2
新しく仕事を探する場合、退職した場合は？




ご紹介し、
**ハローワークの
長期療養窓口**
を紹介します

独立行政法人
労働者健康安全機構 (COHMS)

Q&A

Q3
具体的にどのような相談がありますか？



患者様から
 ・今の仕事内容では正直しんどいが、**会社にいいづらい**
 ・**年休を使って休んだ方が**良いのか、傷病手当で休んだ方が**良いのか**分からない
 ・退院したので**そろそろ復職したいが**、どのように会社に伝えたら**よいか**

事業場から
 ・治療中の労働者が復帰を申し出ているが、**何に注意して復職**すればよいか分からない。
 ・**休職し入院中の労働者**に**対して**できることは？

皆様へのご協力のお願い

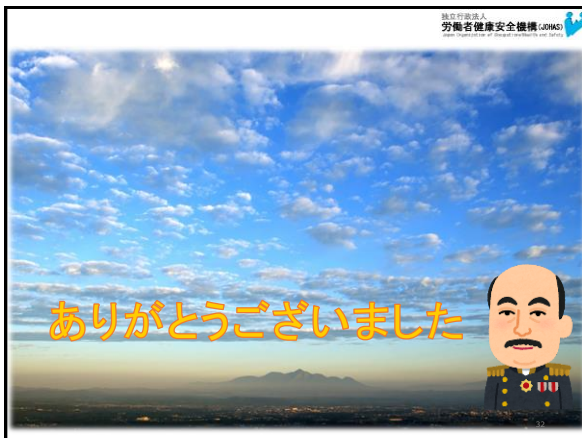
- ①仕事はしている？
- ②職場とのやり取りでの不安はない？
- ③病気のことを相談できる？



そんなときは・・・

「仕事を辞める決断を**すぐにしないこと**」
「相談してみる**こと**」

～寄り添ってつなぐ～



ありがとうございました